

柏陽地区複合施設整備基本計画策定支援業務 業務仕様書

1 業務名

柏陽地区複合施設整備基本計画策定支援業務

2 目的

本業務は、恵庭市（以下「本市」という。）が柏陽地区において複合施設を整備するにあたり、別添「柏陽地区複合施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、施設計画条件の整理、各導入機能の運営管理方針の検討や施設整備計画案の作成などを実施し、施設の基本的な計画内容を取りまとめることを目的とする。

3 技術者の配置

本業務の実施にあたっては、業務の意図及び目的を十分理解した上で、管理技術者及び主任技術者を配置するものとする。

4 業務内容

(1) 基本計画策定支援業務

① 施設計画条件の整理

複合施設の整備を行う計画地の敷地条件、道路条件、インフラ条件及び建築法規制等、施設計画の条件を把握し、整理する。

② 各導入機能における運営管理方針の検討

基本構想に示された各導入機能について、施設供用開始後の運営管理の方針及び内容について検討を行う。

③ 施設整備計画案の作成

導入する各機能について必要となる諸室及び規模について検討を行うとともに、地域住民の意向や施設計画条件等を踏まえて、施設ボリュームと計画イメージを把握するための施設整備計画案を作成する。計画案作成に関しては、簡易な平面図や表形式程度を想定する。

④ 概略工事費及びスケジュールの検討

施設整備計画案を元に、概算工事費及び設計・施工を含む概略の事業スケジュールを作成する。

⑤ 事業費の算定（定量評価）

本市で実施するサウンディング調査結果を踏まえ精査した事業手法・スキーム案について、定量評価を実施する。

具体的には、事業期間を通じた総事業費を算定した上で、民間活力を導入した場合とそうでない場合における公共財政負担額を現在価値に換算して比較することによりVFMを算定する。

⑥ 各手法の総合評価

各手法のメリット・デメリット、事業費、市場調査等を踏まえ、総合評価を行う。

なお、評価にあたっては、各手法により事業実施する場合に想定される課題を抽出し、その対応策の検討も含めて行う。

(2) 業務打合せ・協議

業務着手時、本市が必要と認めたとき、業務最終納品時等、必要と想定されるときに業務打合せを行う。

5 委託期間

契約日の翌日から令和6年11月29日まで

6 提出物

業務工程表・・・1部

業務計画書・・・1部

7 成果品

報告書3部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本（基本計画（案）及び概要版（案）含む））及び電子納品。

以上